

## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人麗明会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年10月30日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・評議員会議事録には、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。
- ・社会法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p>なお、前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は、「今後は議事録作成に係る職務を行った者の氏名を記載します。」と回答しているが改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: right;">(法第45条の11)(規則第2条の15)</p>	
2	<p>理事からの借入金について、当該借入に係る理事会決議において利害関係を有する理事が議決に参加していた。</p> <p>については、議決に加わることができない利害関係を有する理事を除いた上で、当該借入に係る決議を改めて行うこと。</p> <p style="text-align: right;">(法第45条の14第4項及び第5項)</p>	
3	<p>経常経費寄附金額について、法人単位資金収支計算書の額と寄附金明細書及び法人単位事業活動計算書の額と相違していた。</p> <p>法人単位資金収支計算書 22,759円 寄附金明細書及び法人単位事業活動計算書 102,759円</p> <p>については、不一致の原因を明らかにして報告するとともに、計算書類に誤りがあることにより過年度修正の必要があれば当該修正を行うこと。</p> <p>また、計算書類の附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p style="text-align: right;">(会計省令第2条) (運用上の取扱い25別紙③(3))</p>	
4	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、予算がないにもかかわらず収入している科目があった。</p> <p style="text-align: right;">(具体例)</p>	

	<p>・役員等長期借入収入 2,000,000 円 については、予算変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。 (留意事項 2 (2)) (経理規程第 21 条)</p>	
--	---	--